

村落社会研究会会則

希望する諸科学分野の研究者を以てする。

二 会員から所定の会費を徴収する。会費の変更は総会の議決によるものとする。

A 名称 本会を村落社会研究会とする。

B 趣旨 本会は村落社会の研究について専門各分野の連携を密にし、その研究の発展を期する。

C 事業 一 研究会

a 每年共同の課題を定め、年一回課題研究に関する共同討論会を開く。

b 每年の討論大会の際翌年度の課題を決定し、各自で調査研究または適宜共同調査を行い、次年度の共同討論会において発表し、論議する。

c 共同討論大会以外に各地において調査し研究会を頻繁に開き、又各地会員の連絡を計り、研究活動をさかんにする。

二 出版

本会は機関誌として年報を出版する。これは主として討論会の成果を発表するが、その他に内外の研究業績の発表紹介批判等をものせる。

又、研究通信も発行して研究の推進に資する。

三 共同調査

会員相互の共同調査をも行うと共に海外の学者との連絡を密にし、併せて共同調査をも企てたい。

D 会員及び会費

一 会員は村落社会研究に関心をもち、共同研究活動を

E 会の運営および組織

一 本会に運営委員会をおく。運営委員会は本会を代表し、本会の運営に当たる。運営委員は総会において選出する。

二 本会に事務局を置く。毎年開催される共同討論のための大会については当番校が設置の任に当たる。

三 事務局および大会当番校は会員の所属する各大学研究室ないし研究機関が輪番で担当する。

四 事務局および大会開催の当番校に事務委員を置く。

五 年々の共通課題に応じて宿題委員を置く。

六 年報編集のために年報編集委員を置く。

七 各地区における研究活動の推進、ならびに、事務局との連絡を円滑にするため、各地区に連絡委員を置く。

八 会計監査のために監事を置く。

一九八四年十月十日改正
一九九〇年十月十日改正